

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号	実施種別(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	措置の概要(具体的要望内容)	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5007	5007001			z08001	総務省		民間事業者による信書の送達に関する法律第6条、第29条 一般信書便事業を営もうとする者又は特定信書便事業を営もうとする者は、総務大臣の許可を受けなければならない。	b	I	郵便(信書)分野における民間参入の促進に関する施策については、「郵便におけるリサーチエリアと競争政策に関する研究会」の報告書を踏まえ、具体的な制度設計について検討を行っている。なお、同報告書の提言においては、「(一般信書便の)事前の参入規制については、引き続き「許可」制度で運用することが適切であると考えられるが、ユニバーサルサービスの確保に支障のない限り、できるだけ規制を緩和すべきである」とされており、「特定信書便事業については届出制又は登録制に緩和すべきである」とされている。		検討のスケジュールにつき、明示されたい。	b	I	具体的な制度設計については、現在、研究会の報告書を踏まえて検討を行っているところであり、検討の結果法律改正を要することとなる事項については、来年(平成19年)の通常国会へ改正法案提出することを予定している。	市毛市	1	A	民間事業者による信書の配達	現在、「民間事業者による信書の送達に関する法律(以下、「信書便法」という。)」により、信書の配達等は日本郵政公社及び総務大臣の許可を受けた一部民間事業者が信書便事業により実施している。しかし、今後の郵政民営化や民間事業者の配達サービスの充実等に鑑み、信書の配達は日本郵政公社以外の民間業者も許可制度によらず、実施できるよう規制の緩和を求める。	同左	当該規制について緩和されれば、文書送達等に伴う予算の削減が期待される。また、左記のとおり日本郵政公社が民営化されれば、民間業者が参入しても何ら障害が発生しないと考えられる。	民間事業者による信書の送達に関する法律	総務省	
5008	5008001			z08002	総務省	地方自治法第74条第1項	第74条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者(以下本項において「選挙権を有する者」という。)は、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の選挙をもち、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例(地方税の賦課率の増徴及び分担金、使用料及び手数料の徴収)に関するものを除く。)の制定又は改換の請求をすることができる。	c:対応不可	I	直接請求制度については、間接民主主義を前提とした上で、地方公共団体における住民自治の徹底を期するため直接民主主義の原理に基づく権利を住民の基本権として認めているものである。このため、直接請求にあたって一定数以上の住民多数の意思の合致が求められるのは当然のことであり、住民に選挙された議員の議案提出要件と同一視することはできない。		c:対応不可	I	憲法は、議事機関としての議会及び執行機関としての長を位置し、議会の議員及び長とともに住民の直接公選によることとしており、地方自治行政について間接民主制を基本としている。議会の議員及び長が住民自らにおいて選挙されたものである以上、地方公共団体の運営は、基本的には住民多数の意思を反映して選任された者によるべきものである。このため、直接請求制度によってその選正を行うとしても、自ら一定の議決権があるべきであり、その発効の要件として一定数以上の住民多数の意思の合致が求められるのは当然のことであり、これを議員の議案提出要件と同一視することはできない。	市民が主役のまちづくり守山経世市民会議	1	A	地方自治法第74条第1項に係る直接請求要件の緩和	地方自治法第74条第1項に規定している条例の制定又は改換の請求要件の緩和を要望します。関係事項の「選挙権を有する者」の総数の五十分の一以上の者の選挙の次に「又は議員の定数の十二分の一以上の者の選挙」を加える改正をお願いするものです。	請求要件の緩和で節約できるエネルギーを財政改革を推進するための財源・努力・時間の節約を図り、当市民団体が所在する道真県守山市に自治基本条例をはじめ所定の条件を制定する必要がある。少人数の選挙で直接請求の形が取れるよう請求要件を緩和することが必要だからです。	地方自治法第74条第1項 参考 第112条第2項 (議員の定数の十二分の一以上の者)	総務省	○ 添付資料		
5008	5008002			z08003	総務省	地方自治法第75条第1項	第75条 選挙権を有する者(道の方面に公安委員会及び当該方面の公安委員会の管理する方面本部の管轄区域内において選挙権を有する者)は、政令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の選挙をもち、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、当該普通地方公共団体の事務の執行に関し、監査の請求をすることができる。	c:対応不可	I	直接請求制度については、間接民主主義を前提とした上で、地方公共団体における住民自治の徹底を期するため直接民主主義の原理に基づく権利を住民の基本権として認めているものである。このため、直接請求にあたって一定数以上の住民多数の意思の合致が求められるのは当然のことであり、住民に選挙された議員の議案提出要件と同一視することはできない。		c:対応不可	I	憲法は、議事機関としての議会及び執行機関としての長を位置し、議会の議員及び長とともに住民の直接公選によることとしており、地方自治行政について間接民主制を基本としている。議会の議員及び長が住民自らにおいて選挙されたものである以上、地方公共団体の運営は、基本的には住民多数の意思を反映して選任された者によるべきものである。このため、直接請求制度によってその選正を行うとしても、自ら一定の議決権があるべきであり、その発効の要件として一定数以上の住民多数の意思の合致が求められるのは当然のことであり、これを議員の議案提出要件と同一視することはできない。	市民が主役のまちづくり守山経世市民会議	2	A	地方自治法第75条第1項に係る監査請求要件の緩和	地方自治法第75条第1項に規定している監査請求の要件の緩和を要望します。関係事項の「選挙権を有する者」の総数の五十分の一以上の者の選挙の次に「又は議員の定数の十二分の一以上の者の選挙」を加える改正をお願いするものです。	署名活動に伴う資源・努力・時間の節約を図り、当市民団体が所在する道真県守山市におけるすべての事務の執行について関係する法令への適合性の監査請求を行います。	地方自治法第75条第1項 参考 第112条第2項 (議員の定数の十二分の一以上の者)	総務省	○ 添付資料		
5011	5011001			z08004	総務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省	行政書士法第19条第1項、第31条	第1条の2 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知識に基づいて記録された情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。)その他権利義務又は事実証明に関する書類(実地調査に基づく図面類を含む。))を作成することを業とする。2 行政書士は、前条の書類の作成であっても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。3 前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類を官公署に提出する手続について代する。4 前条の規定により行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること。5 前条の規定により行政書士が作成することができる業務の範囲について代する。	c:対応不可	I	行政書士法は、行政書士の業務が国民の権利義務に深く関わることから、行政書士名簿への登録を受け、都道府県知事の監督を受けることとされ、かつ、行政書士会に入会し会員による自主的な指導及び連絡を行うこととされた場合に限ってこれを行うことを認めるとしたものである。現行においても、弁護士、弁理士、公認会計士又は税理士となる資格を有する者は、行政書士試験に合格しなくても行政書士となることが認められているところであるが、上記の限りを踏まえれば、これらの資格を有する者も、行政書士の独占業務に属する書類の作成業務を行うに当たっては、行政書士名簿への登録を受けることが必要である。		c:対応不可	I	行政書士法は、行政書士の業務が国民の権利義務に深く関わることから、行政書士名簿への登録を受け、都道府県知事の監督を受けることとされ、かつ、行政書士会に入会し会員による自主的な指導及び連絡を行うこととされた場合に限ってこれを行うことを認めるとしたものである。行政書士の携わる業務の多くが都道府県知事等の地方公共団体の機関に対する許認可申請等の手続である点に鑑みれば、行政書士の独占業務に属する書類の作成業務を行うに当たっては、行政書士名簿への登録を受け、これらの手続の実施につき把握可能な立場にある都道府県知事の監督を受けることとされるのが適当と考えられる。	国民利権・負担軽減推進協議会	1	A	各士業間における業務制限(禁止)事項を相互に緩和する措置の制定	各士業(弁護士、税理士、行政書士、司法書士、社会保険労務士、土地家屋調査士、実務(代埋士)等)は、個別の業法により業務範囲が定められているが、各々の資格者が受託した主たる業務に付随する範囲の業務(争訟性のない書類の作成・申請代理等)は、個別法で禁止されている業務範囲であっても、「正専(主たる)業務に付随する場」として「相互乗り入れ」を認めること。	我が国に於ける資格制度の必要性は相違ないが、日本の士業(法律専門家)制度はあまりにも業務範囲が細分化されているため、ある資格者に依頼しただけでは、依頼案件が完了しないことが多々あり、国民は処理回数や手続費用等の面において、著しい不便や余分な費用を払い続けている現状がある。また、各種の手続には、資格者より法的処理能力に劣る本人申請が認められているという事情が存在する。以上のことから、資格者間における業務の相互制限を緩和し、国民の利便と負担軽減のためにサービスの競争を推進すべきである。(この場合に要求されるであろう専門的知識は、各資格者の自己研鑽や研修により取得が可能であり、質の高い資格者は自然淘汰される。)	弁護士法第75条、税理士法第52条、司法書士法第13条、土地家屋調査士法第88条、行政書士法第19条、社会保険労務士法第27条、海士代埋士法第17条	経済産業省、財務省、厚生労働省、国土交通省			

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号	要望事項(別) (規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管省庁等	その他(特記事項)	
5057	5057117			z08018	総務省	消防法第2条	引火点250℃未満の引火点を有する引火性液体を危険物としている。	C	-	引火性液体に係る過去の火災事例の分析、実験結果の分析等を踏まえた検討が行われ、その結果引火性液体の引火点の上限に關し消防法が改正され、平成14年6月から施行されたものである。法改正の際の検討において、第3石油類・第4石油類の危険性が低いと考えない状態にあるとされており、諸外国との地理的条件等(東海地震等の大規模地震の発生危険性等)の違いを勘案すると、引火点の上限を93度とすることは危険物保安の観点から適当でない。	-	99	-	-	(社)日本経済団体連合会	117	A	引火性液体危険物の定義の見直し	引火性液体危険物については、国際基準と整合化を図り、引火点の上限を93度に引き下げるべきである。引火点区分については、国連で製造現場や消費現場を念じての取組において、世界共通で利用できる「GHS化学物質の分類および表示の世界調和システム」の採用が決定するなどとして、各国型に見直しを要する。				世界各型(英、仏、独、意、米等)の国内法では、100度前後を上限として、それ以上の引火点を有する物質に対して引火性危険物としては規制しておらず、その管理は事業者の自己管理に委ねられている。わが国では、規制に際し、石油製品を消費する多くの産業において、貯蔵、製造、流通、管理等のコストが嵩み、負担となっている。「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望書」に対する各省庁からの再評価について「2006年8月12日」には「日本における危険物保安の観点から上限引き下げは困難とされているが、その根拠は不明確である。わが国も参加している国連のシステム「GHS化学物質の分類及び表示の世界調和システム」も2008年に採用が決定しており、危険物施設の火災事故と一般の火災事故の発生件数を比較し、また地震対策などの安全対策の推進状況を勘案しつつ、制度の国際整合化を図ることが望まれる。	消防法第2条	総務省消防庁危険物保安室	引火点の上限設定については、250度以上の引火性液体危険物非危険物とされている。
5057	5057118			z08019	総務省	消防法第14条の3、第14条の3の2、危険物の規制に関する政令第8条の4、第6項、危険物の規制に関する規則第62条の5	特定屋外タンク貯蔵所においては、液体危険物タンクの底部の厚さに関する事項及び液体危険物タンクの溶接部に関する事項の検査を行わなければならない。	C	-	屋外貯蔵タンクからの漏えい事故は、金属材料の腐食劣化によるもの、地震等の外部応力によるもの等が考えられ、今後発生が予想されている大規模地震等における応力集中によるタンク破損の要因となる可能性を有する溶接部欠陥についての検査を省略することはできない。なお、保安検査時においては、溶接部欠陥が毎年発見されている現状にある。	-			(社)日本経済団体連合会	118	A	タンク底板溶接部検査の省略	「特定屋外タンク貯蔵所の開放期間の算定方法に関する調査検討委員会」の検討の中で行った腐蝕部のき裂進展性解析は、初期き裂の大きさ・位置、板厚等の条件を仮定して行ったものであり、腐食速度(0.1mm/年)については一律な減向を想定し、局部的な腐食や溶接部に内在するき裂は想定していない。破断寿命が100年というのは、あくまでこれらの解析条件を前提とした算定であり、前提条件が異なれば、破断寿命は大きく異なることになると考えられる。このように、き裂(欠陥)の状態によっては、大規模地震等における応力集中により溶接部欠陥がタンク破損の要因となるおそれがあることから、溶接部検査を省略することはできない。なお、溶接部欠陥の具体的な基準については、危険物の規制に関する規則第29条の8に規定されているが、保安検査時において、平成17年度には12件、16年度には8件の不適合が発見され、補修に至っているところである。				「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望書」に対する各省庁からの再評価について「2005年8月12日」には、溶接部欠陥が「今後発生が予想されている大規模地震等における応力集中によるタンク破損の要因となる可能性を有する」とされている。しかし、応力集中が生じないようなタンクを製造するに至るまでの時間は、地震や通常の通常の出入れに伴う累積損傷劣化を考慮して破損のリスクを計算しても、100年を要するとの結果が得られている。また、同回答では「保安検査時においては、溶接部欠陥が毎年発見されている現状」とされているが、そのような事実が認められていない。海外においては、タンクの溶接部を定期的に検査している国はなく、タンク製作時に全溶接部を一括して検査しているだけである。	消防法第14条の3、第14条の3の2、危険物の規制に関する政令第8条の4、第6項、危険物の規制に関する規則第62条の5	総務省消防庁危険物保安室	タンクの底板溶接部については、開放検査ごとにも溶接部試験を実施することとされている。また、溶接部については、ほぼ全線(側壁とテラス部の内側溶接部、3枚重ね溶接部及び3重点突合せ溶接部)についてコーティングを制御し、検査を行うこととなっている。	
5057	5057119			z08020	総務省	消防法第14条の3の2、高圧ガス保安法第35条の1、コンビナート等保安規則第14条	消防法第14条の3の2により定期点検を行わなければならない危険物施設は、1年に1回以上点検を行っている。	C	-	定期点検は危険物施設の安全のため、施設の位置、構造及び設備が技術上の基準に適合していることを点検するもので、特定の製造所の所有者等に対し義務を課しているものであり、安全弁については原則として作動確認により1年に1回以上機能の適否を点検する必要がある。	-			(社)日本経済団体連合会	119	A	消防法および高圧ガス保安法が重複適用される安全弁の分解検査周期の見直し【新規】	高圧ガス保安法および消防法が重複適用される安全弁の分解検査周期は、高圧ガス保安法の規定に基づき、2年(機器によっては4年)となっており、消防法においては2年とすべきである。				高圧ガス保安法においては、安全弁の分解検査周期は、2年(機器によっては4年)となっており、消防法においては2年とすべきである。	消防法第14条の3の2、高圧ガス保安法第35条の1、コンビナート等保安規則第14条	総務省消防庁経済産業省原子力安全保安院保安室	消防法が適用される安全弁の分解検査周期が1年であることに対して、高圧ガス保安法が適用される安全弁の分解検査周期は2年(機器によっては4年)となっている。したがって、両法規が重複して適用される安全弁の分解検査周期は、短い方の1年となっている。	
5057	5057120			z08021	総務省	消防法第17条の3の3	消防設備等については、消防法第17条に基づき、消防法施行令第6条及び別表第一に規定する防火対象物ごとに設置し、維持しなければならないとされている。	D	-	自主的に設置された消防設備等の点検については、火災予防に係る行政上の目的を実現するため行政指導によりその実施を求める場合があるが、当該消防設備等についての点検は消防法令上義務付けられていない。	-			(社)日本経済団体連合会	120	A	自主的に設置する消防設備等における点検基準の緩和【新規】	消防法および消防法施行令に基づく消防設備等の設置・維持基準を既に満足している施設において、さらに自主的に設置した自動消火設備等の消防設備については、自主的な点検(点検項目、点検周期、点検報告等)で実施できるように点検基準を緩和すべきである。				消防法および消防法施行令に基づく消防設備等の設置・維持基準を既に満足している施設において、さらに自主的に設置した自動消火設備等の消防設備については、自主的な点検(点検項目、点検周期、点検報告等)で実施できるように点検基準を緩和すべきである。	消防法第17条、第17条の3の3、消防法施行規則第31条の4、消防法施行令第8条～第29条の4	総務省消防庁	山頂無線中継局等は消防法施行令第13条で定める自動消火設備(不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備等)を設置しなければならない施設には該当していない。しかしながら、消防法施行令第13条に該当しない山頂無線中継局等であっても、事業者が自主的に自動消火設備を設置している場合がある。この場合、自主的に設置した消防設備にも拘わらず、消防法告示第9号と第14号に基づき点検を実施するよう指導されている。	

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号	実施年度(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)		
5057	5057125			z08026	総務省	地方税法第317条の4 同法第321条の4 ① 同法施行規則第10条②③	個人住民税の課税資料となる給与支払報告書等は市町村長に提出することとされており、特別徴収税額通知書は市町村長の名前で通知することとされている。			地方税法は、市町村長特別徴収の手続を書面によるものに限定しておらず、これを電子化することは、現行法制度上既に可能である。この手続を電子化するかにについては、地方公共団体が費用対効果等を判断し、必要に応じて適切に行っているものと認識している。また、給与所得者異動届出の電子化・電子納税等についても、下記のとおり(社)地方税電子化協議会において検討が行われていること。					総務省としては、地方税の電子化に関して、(社)地方税電子化協議会と連携しつつ、地方公共団体に対する助言、情報提供等に努めていること。(本年7月には、地方税の電子化を含め、各地方公共団体におけるオンライン利用の促進に向けた取り組みの参考となる「電子自治体オンライン利用促進指針」を策定し、通知を发出。)	(社)日本経済団体連合会	125	A	住民税にかかる課税手続きの電子化および窓口の一本化【新規】	①一連の手続については、「紙媒体による書面」ではなく、電子データでの授受を原則とするべきである。 ②窓口組織を改定し、そこでデータの取りまとめを行うようにすべきである。				①紙媒体で送付されているデータを電子データに変えることで、企業・各地方公共団体双方の事務処理負担が軽減される。 ②その際、単に紙を電子データに変換するだけでなく、地方公共団体ごとに手続きを行うことでメリットが薄減する(全国展開している企業の場合、対象となる市区町村等が何百にも及び、窓口となる組織(ポータルサイト)を設定し、地方公共団体から送付されたデータを企業側に集約するとともに、企業から全地方公共団体分について一括送付されたデータを地方公共団体に振り分ける処理を行うことが必要である。	地方税法第13条、第317条の4、第321条の5 地方税法施行規則第9条の4、第10条	総務省自治体事務局企画課 各地方公共団体税務担当課	※①「市町村・県民税、特別徴収税額の通知書の地方公共団体から企業への送付」及び「給与支払報告書」の企業から地方公共団体への送付 ②「給与所得者異動届出書」の企業から地方公共団体への送付 ③「特別徴収税額通知書」の企業から従業員への送付
5057	5057126			z08027	総務省	地方税法第362条、第364条、第383条	現在、地方団体が組織する(社)地方税電子化協議会において、地方税関係手続の電子化を推進し、又全国共通のポータルシステムが運営されているところである。	d		地方税法は、固定資産税の納付手続を書面によるものに限定しておらず、これを電子化することは、現行法制度上既に可能である。この手続を電子化するかにについては、地方公共団体が費用対効果等を判断し、必要に応じて適切に行っているものと認識している。			d		総務省としては、地方税の電子化に関して、(社)地方税電子化協議会と連携しつつ、地方公共団体に対する助言、情報提供等に努めていること。(本年7月には、地方税の電子化を含め、各地方公共団体におけるオンライン利用の促進に向けた取り組みの参考となる「電子自治体オンライン利用促進指針」を策定し、通知を发出。)	(社)日本経済団体連合会	126	A	固定資産税の納付手続きの電子化推進	固定資産税の納税通知書、課税明細書の交付、納付手続ならびに償却資産の申告手続きの電子化を推進すべきである。その際には、入力フォーム、入力手順などの仕様(インターフェイス)の標準化を図るべきである。				現状では固定資産税の納税通知書、課税明細書が地方公共団体ごとに異なっている場合があり、全国展開している企業や納付を受ける金融機関としては、事務が煩雑であるばかりか、企業内部の電子化の阻害要因となっている。例えば固定資産税の納税通知書の様式については、定めはあるものの、実態には地方公共団体ごとに大きな仕様差があり、例えば「バラバラ」であり、企業の集計作業等において不便が生じている。固定資産税の納付手続きの電子化により、企業、行政双方において、納税事務が簡便化・効率化され、コスト削減と生産性の向上が期待される。 現在、電子自治体システムの間に向けた取り組みが行われているが、納税者の利便性向上の観点から、全ての市町村で電子納税が実入るよう、汎用システムの導入を早期に図るべきである。	地方税法第362条、第364条、第383条	総務省自治体事務局企画課 各地方公共団体税務担当課	①固定資産税の納税義務者は、交付された納税通知書、課税明細書に基づき、各市町村が定めた納付書により、各事業所等が所在する市町村長に対し、税金を納付しなければならない。 ②固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者は、毎年、償却資産取除報告書の提出および当該償却資産の価格の決定に必要な事項を所在の市町村に申告しなければならない。
5057	5057127			z08028	総務省、国土交通省	地方自治法第167条の11	第167条の11 第167条の4の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。 2 普通地方公共団体の長は、前項に定めるもののほか、指名競争入札に参加する者に必要な資格として、工事又は製造の請負、物件の買入れその他当該普通地方公共団体の長が定める契約について、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、第167条の5第1項に規定する事項を要件とする資格を定めなければならない。 3 第167条の5第2項の規定は、前項の場合にこれを準用する。	c:対応不可	II	地方公共団体における入札参加資格に関する具体的な基準の決定は、各地方公共団体に委ねられているところであり、国の標準により入札参加資格審査申請書等の様式を全国統一することは困難であるが、地方公共団体の自主的な検討と判断の結果、様式の統一や手続の共通化を図られることは、申請者の負担軽減の観点から望ましいものと考えられる。総務省としても、これまで国において各都府県と連携し、様式の統一や手続の共通化を進めてきたところであり、今後とも国の動向等を踏まえつつ、適宜対応を検討することとしたい。			II		地方公共団体における入札参加資格に関する具体的な基準の決定は、各地方公共団体に委ねられるべきものである。 総務省としては、これまでと同様、国において各省庁と連携し、様式の統一や手続の共通化を進めてきたところであり、今後とも国の動向等を踏まえつつ、適宜対応を検討することとしたい。	(社)日本経済団体連合会	127	A	公共工事指名額に関する競争率の統一	①政府として、各地方公共団体における「公共工事指名額」の様式を統一すべきである。 ②①を行った上で、各地方公共団体におけるオンライン手続を共通のものとするべきである。				現状では、地方公共団体ごとに様式がまちまちであり、調査に時間をかける必要がある。全国展開している企業にとっては、事務が煩雑で利便性に欠けている。企業における業務の効率化・労働時間の短縮化を実現するために、指名額統一の様式を統一するとともに、オンライン手続についても共通のものとするべきである。 また、電子申請についても、それぞれの地方公共団体が独自の形式となっている。	各地方公共団体の指名額統一様式等に関する通達	国土交通省地方定額局 総務省自治体事務局	公共工事指名額(指名競争入札参加資格申請書)について、国土交通省は統一様式を規定しているが、現状では地方公共団体ににより形式が異なる(特に、資格所持項目・職員の分類等の様式がまちまちであり、統一規定を必要とする)。
5057	5057136			z08029	総務省	地方自治法第237条、第238条の4及び第238条の5	第237条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。 2 第238条の4第1項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条件又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくこれを譲渡し、若しくは質し付けなければならない。 3 普通地方公共団体の財産は、第238条の5第2項の規定の適用がある場合で、これを償還してはならない。 地方自治法第237条、第238条の4及び第238条の5 第238条の4 行政財産は、次に定めるものを除くほか、これを質し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。 2 行政財産である土地は、その用途又は目的を妨げない限度において、国、他の地方公共団体その他政府で定めるものに対し、政令で定める用途に供せしめるため、政令で定めるところにより、これを質し付け、又はこれに地上権を設定することができる。この場合において、次条第3項及び第4項の規定を準用する。 3 第1項の規定に違反する行為は、これを無効とする。 4 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において、他の地方公共	c:対応不可	I	地方公共団体の公有財産は、住民の福祉の増進等、公用又は公共的性質を有しているものであり、その保有目的に応じた適切な管理が必要である。よって、財産の効率的な活用と関係し合わせ、一定のものについてのみ信託を認めているところである。 上記の趣旨を十分に勘案しつつ、今後、地方自治法の改正により、普通財産及び基金に関する有価証券について貸付を目的とした信託を可能としたことである。 なお、地方自治法において信託が認められている範囲は、今回の改正により国よりもその対象が拡大されているものがある。 また、地方公共団体においても、信託財産である建物等の一部を、当該地方公共団体が取得又は賃借する等により引き続き使用することは可能である。			I		地方公共団体の公有財産は、住民の福祉の増進等、公用又は公共的性質を有しているものであり、その保有目的に応じた適切な管理が必要である。よって、財産の効率的な活用と関係し合わせ、一定のものについてのみ信託を認めているところである。 ご提案にあるような資金調達手段の多様化の観点から、流動化・証券化を目的とした信託を設定を可能とすることを改めて要望すること、再度検討のうえ見解を示されたい。	(社)日本経済団体連合会	136	A	地方公共団体の保有する財産の流動化・証券化を目的とした信託設定の容認【新規】	地方公共団体が保有する財産全般について、流動化・証券化を目的とする信託設定を可能とすべきである。少くとも国と同様に、行政財産を普通財産に用途変更した上で、信託を設定し、当該財産を引続き地方公共団体が使用する方式を可能とすべきである。				地方公共団体の保有する財産について、信託設定による流動化が実現すれば、地方公共団体の資金調達手段の多様化、早期財政健全化に資する。 金融債権については、既に信託による流動化と同様の経済効果期待されるローン・パーセンシベーション方式での流動化事例が既に存在している。 政府は、地方公共団体が保有する有価証券の信託を可能とすべく、地方自治法第238条第4項及び第238条第5項を改正し、流動化・証券化を目的とした信託設定を可能とすべきである。	地方自治法第237条、同第238条の4及び第238条の5	総務省	地方公共団体が保有する財産は、行政財産、普通財産、物品及び債権並びに基金に分類されるが、普通財産である土地(及びその定着物)以外を信託することは認められていない。普通財産である土地及びその定着物の信託についても、地方公共団体自身が受益者となる場合以外は認められておらず、さらに公用又は公共の用に供するためが必要としたときは、信託期間中であっても信託契約を解除することができるとされている。 一方、国においては、行政財産を普通財産に用途変更した上で、信託を設定し、当該財産を引き続き使用する方式が認められると解されている。

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号	要望事項(別) (規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管省庁等	その他(特記事項)
5057	5057139			z08030	全省庁	国・民法第466条	国・要望事項については、平成17年4月から債権譲渡対象を特定目的会社等にまで拡大した。	国・d	-	国・d	*総務省では既に措置済み	要望主体から「各省庁及び地方自治体において、統一かつ早急」な対応を要望されていることとし、貴省の見解を確認されたい。	国・d	-	国・d	*総務省では既に措置済み	(社)日本経済団体連合会	139	A	国・地方公共団体向け金銭債権の証券化に係る譲渡禁止特約の解除	各省庁・地方公共団体向け金銭債権につき、速やかに譲渡禁止特約を廃止すべきである。そのため、各省庁共通のルール(譲渡先が金融機関の場合は債権譲渡禁止特約の適用除外とする、②事前承認手続を大幅に簡素化する、③債権譲渡に対する取扱いを統一する)を策定し、先買契約・請負契約に反映すべきである。地方公共団体についても同様の統一な取扱いすべきである。	債権譲渡禁止特約の存在が障害となっている。債権譲渡禁止特約の廃止に向けて、各省庁、地方自治体が共通ルールの下で着実に取り組むことが求められる。		全省庁、地方公共団体	国の機関及び地方公共団体向けの金銭債権については、譲渡禁止特約が付されていることが多く、当該金銭債権の証券化等を行うことができない。近年、一部の省庁においては事前に承認を得ることにより譲渡を認めたり、特定の譲渡先については債権譲渡禁止特約を適用の例外とする等、企業における先押債権を活用した資金調達の実証・促進が進められている。しかしながら、依然として省庁による対応のバラツキ、事前承認手続の煩雑さ、不透明さ等の問題が指摘されている。
5057	5057190			z08031	総務省	地方税法第700条の15 地方税法施行令第56条の7、第56条の8	① 免税軽油使用者証の有効期間(現行:2年間) ② 免税証の有効期間(現行:1年間) ③ 免税証の元売会社への提出単位緩和(都道府県税務当局の判断)	c	-	-	-	99	-	-	-	以下3点を措置すべきである。 ①免税軽油使用者証の有効期間(現行:2年間)の延長 ②免税証の有効期間の延長 ③免税証の元売会社への提出単位の緩和(少なくとも月単位)	(社)日本経済団体連合会	190	A	軽油取引税の免税手続の緩和【新規】	①免税軽油使用者証の有効期間(現行:2年間)の延長 ②免税証の有効期間の延長 ③免税証の元売会社への提出単位の緩和(少なくとも月単位)	火力発電所で使用する動燃用軽油は、当該発電所が所在する道府県税務事務所へ申請し、①「免税軽油使用者証」の交付を受けた後、②「免税証」の交付を受け、交付を受けた免税証を軽油購入の際、③購入先の登録簿特別徴収簿若しくは「元売会社」に提出することで免税となる。現状、軽油を購入する電力会社は軽油納入量を月単位、短い場合は日単位で集計の上、元売会社へ免税証を提出している(提出単位は、各道府県税務事務所の行政指導により異なる)。取引の都度、提出を求められる場合もあり、非常に事務が煩雑であり負担が大きい。提出は1ヵ月を最小単位とし、業種上の月締めと整合的に処理できるようにすべきである。	地方税法第700条の15 地方税法施行令第56条の7	総務省自治税務局都道府県税務各道府県税務事務所	火力発電所で使用する動燃用軽油は、当該発電所が所在する道府県税務事務所へ申請し、①「免税軽油使用者証」の交付を受けた後、②「免税証」の交付を受け、交付を受けた免税証を軽油購入の際、③購入先の登録簿特別徴収簿若しくは「元売会社」に提出することで免税となる。現状、軽油を購入する電力会社は軽油納入量を月単位、短い場合は日単位で集計の上、元売会社へ免税証を提出している(提出単位は、各道府県税務事務所の行政指導により異なる)。取引の都度、提出を求められる場合もあり、非常に事務が煩雑であり負担が大きい。提出は1ヵ月を最小単位とし、業種上の月締めと整合的に処理できるようにすべきである。
5057	5057192			z08032	総務省	消防法第10条 危険物の規制に関する政令第10条 平成11年6月2日消防庁通知第53号	ナトリウム・硫黄電池を設置する一般取扱所については、位置、構造及び設備の技術上の基準の特例が認められている。	C	-	-	-	99	-	-	-	ナトリウム・硫黄電池は、密閉した電池を複数組み合わせたもの(以下「モジュール電池」とあり、危険物保安技術協会で型式認定され、高い安全性を有することが確認されている。この型式認定されたモジュール電池を保管する場合には、上記の危険物屋内貯蔵所の規制のうち、「保管空地の確保」「消火設備の設置」について、以下のよう規制を緩和すべきである。 ①保管空地：(現行「最低0m」)→「最低3m」 ②消火設備：(現行「第3種消火設備」)→「第5種消火設備」に	(社)日本経済団体連合会	192	A	ナトリウム・硫黄電池の保管における規制緩和	ナトリウム・硫黄電池は、密閉した電池を複数組み合わせたもの(以下「モジュール電池」とあり、危険物保安技術協会で型式認定され、高い安全性を有することが確認されている。この型式認定されたモジュール電池を保管する場合には、上記の危険物屋内貯蔵所の規制のうち、「保管空地の確保」「消火設備の設置」について、以下のよう規制を緩和すべきである。 ①保管空地：(現行「最低0m」)→「最低3m」 ②消火設備：(現行「第3種消火設備」)→「第5種消火設備」に	2010年に向けたCO2削減目標達成のための有効な手段として、電力発電等の自然エネルギー発電ナトリウム・硫黄電池の併設が計画されるなど、同電池に期待される役割は大きくはなっている。今後、大規模の電池設置案件(20MW～50MW規模)が増え、短期間に設置工事完了するためには、設置場所の近傍にナトリウム・硫黄電池の保管場所を確保することが必要となる。ところが現状、危険物屋内貯蔵所の規制を満足する保管空地や消火設備等を有する既存倉庫は極めて少なく、保管場所の確保が難しい状況にある。今後の普及促進に向け、ナトリウム・硫黄電池の保管に既存倉庫を有効活用することは、大規模案件の円滑な建設および経済性の面から、不可欠の条件となる。危険物保安技術協会により型式認定されたナトリウム・硫黄電池の設置に関しては、既に、消防上の危険物一般取扱所規制について以下の緩和の特例が認められている(消防法第53号)。 ①保管空地：(現行「最低0m」)→「最低3m」 ②消火設備：(現行「第3種消火設備」)→「第5種消火設備」に	消防法第10条 危険物の規制に関する政令第10条 平成11年6月2日消防庁通知第53号	総務省消防庁危険物保安室	ナトリウム・硫黄電池は、消防法で規定された危険物(ナトリウム)第3類、第4類、第5類を用いているため、これを保管する場合は消防法上の「危険物屋内貯蔵所」として規制を受ける。主な規制内容は以下の通り。 ①保管空地の確保：貯蔵所の周囲に、最低0.9mの保管空地が必要。 ②消火設備の設置：第3種固定消火設備(CO2消火設備等)が必要。 ③建屋構造、床面積等…内容略
5057	5057199			z08033	総務省	(WTO)政府調達に関する協定(1996年)	1996年1月1日に発効した世界貿易機関(WTO)「政府調達に関する協定」は、政府機関等による商品、サービスの調達に、内国民待遇、内外無差別の原則を適用し、また、政府調達に手続の透明性を確保することを定めている。我が国においては、同協定附議書1付表において約束している中央政府機関、地方政府機関(47都道府県及び12政令指定都市)、特殊法人及び独立行政法人による調達に同協定が適用される。	-	-	-	-	99	-	-	-	NTTグループ各社は、通信業界におけるグローバルな競争が急速に進んでいる中で機動的な事業展開を余蘊なくされており、また経営努力により一層の合理化、コストダウンを求められている。こうした状況において、NTTグループ各社は民間企業であるにもかかわらず、政府調達協定の対象機関として、画一的な調達手続の運用が義務付けられている他、規定された調達状況報告のための集計作業に多大な業務が必要になると大きな負担を強いられている。	(社)日本経済団体連合会	199	A	WTO政府調達協定の適用対象機関からのNTTグループ各社の除外	NTTグループ各社は、通信業界におけるグローバルな競争が急速に進んでいる中で機動的な事業展開を余蘊なくされており、また経営努力により一層の合理化、コストダウンを求められている。こうした状況において、NTTグループ各社は民間企業であるにもかかわらず、政府調達協定の対象機関として、画一的な調達手続の運用が義務付けられている他、規定された調達状況報告のための集計作業に多大な業務が必要になると大きな負担を強いられている。	政府調達に関する協定(1996年)	総務省総合通信部高度電気通信事業部事業政策課	NTTグループ各社は、民間化された市場の競争を受けているにもかかわらず、「WTO政府調達に関する協定」において、中央政府、地方政府及び他の特殊法人と並んで同協定の適用対象機関として定められ、協定で定める手続に従って調達手続きを進めることが義務付けられている。また、わが国は、自主的措置として、政府調達における供給者の利便性向上等の観点から、「物品に係る政府調達手続」等を定めており、協定対象機関には、より詳細かつ対象範囲が広い調達手続きが定められている。	

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号	実施種別(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5057	5057222			z08038	総務省	地方自治法第234条、地方自治法第167条の4、第167条の5、第167条の2、第167条の11	地方自治法施行令第167条の5の2 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前条第1項の資格を有する者につき、更に、当該入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定め、当該資格を有する者により当該入札を行わせることができる。	全国規模で対応		地域要件の設定が、過度に競争性を低下させる運用とならないよう、地域要件設定の理由の公表については、「規制改革-民間開放推進3年計画(再改訂)」(平成18年3月31日閣議決定)に沿って地方公共団体に要請していくこととする。また、地域要件の設定のあり方については、計画に沿って今後検討する。		検討内容及び検討スケジュールについて示された。	b:全国規模で検討		地域要件設定の理由の公表については、本年中に地方公共団体に対して要請していくこととする。また、地域要件の設定のあり方については、計画に沿って今後検討する。	(社)日本経済団体連合会	222	A	公共工事にかかる地域要件設定の運用改善	公共工事の入札参加資格にかかる地域要件の設定については、入札参加者を過度に制限することがないよう、運用の改善を図るべきである。	過度の地域要件の設定により、地元事業者でないあるいは受注実績がないという理由のみで、高い技術力やコスト競争力を有する他の地域の事業者(あるいは他の地域で同種工事の実績を有する事業者)が入札に参加できないことによる競争力の低下が懸念される。また、地域要件設定の理由の公表については、本年中に地方公共団体に要請していくこととする。また、地域要件の設定のあり方については、計画に沿って今後検討する。	地方自治法第234条、地方自治法第167条の4、第167条の5、第167条の11	総務省自治行政局自治政策課	公共工事の入札参加資格については、地域の中小事業者を優先する政策目的の観点から、発注者の行政区域内に主たる事業所(本社)あるいは事業所を置いていないこと、建設工事受注実績等を入札参加資格として、入札参加者の指名に当たり審査するなど地域要件の設定が広く行われている。	
5057	5057227			z08039	総務省	郵便法第5条	他人の通信の送達、日本郵政公社又は通信事業者が行えないこととしている。	b	I	郵便(通信)分野における民間参入の促進に関する施策については、「郵便におけるリザーブエリアと競争政策に関する研究会」の報告書を踏まえ、具体的な制度設計について検討を行っている。なお、同報告書の提案においては、「これから重量等の基準で郵便事業者の独占範囲を新たに設定することは、経量メール便が普及している現状を勘案すると選択肢として取り得るもの」とされており、「通信のガイドライン」をよりわかりやすくするため、前示の追加等の措置を講ずる必要がある」とされている。		検討のスケジュールにつき、明示されたい。	b	I	具体的な制度設計については、現在、研究会の報告書を踏まえて検討を行っているところであり、検討の結果法律改正を要することとなる事項については、来年(平成19年)の通常国会へ改正法案を提出することを予定している。	(社)日本経済団体連合会	227	A	通信(特にダイレクトメール)規制の見直し【新規】	独占範囲(リザーブエリア)の定義について通信/非通信の別で規定するのではなく、重量や価格などの客観的基準を用いて対象範囲の明確化を図るべきである。リザーブエリアの除外の客観的基準として、「重量0.6g未満または基本書体材料等の2倍未満を独占範囲とし、それ以外については民間事業者の参入を認めることが考えられる。	通信に該当する文章に関する指針において、通信/非通信の区別が明示されているが、客観的基準ではないため、通信が否かの判断に困ることがある。企業ではその場合、コスト面で優位なメール便を利用したいところ、コンプライアンスを確保する観点から(特に非通信と判断した書状が通信だった場合)のリスクを考慮して、郵便を用いて配達させるを得ず、無駄なコスト増を強いられている。一方で、Eメールなどの電子的媒体を用いて、通信にカテゴリ化される文章を送信する場合は通信規制の対象外となり自由な送達が可能である。同じ文章を送信するにも関わらず、送達手段の差異によって、片方にだけ過度な規制が課せられることは不合理であり、制度としての整合性があるとはいえない。通信の概念を参入規制しているのは主要国では日本のみである。国際的な整合性を確保する観点から、欧米諸国と同様に「書状 letter」全体を規制の対象とした上で、リザーブエリアの類型として、Eメールの客観的に明確な基準を用いる制度が望ましい。	郵便法第5条、民間事業者による通信の送達に関する法律第2条、第3条、通信に該当する文章に関する指針(ガイドライン)(総務省告示 2003年4月1日)	総務省郵政行政局	通信とは、郵便法第5条第2項において「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、または事実を通知する文章をい」と規定されている。通信に該当する文章に関する指針(ガイドライン)は、郵便配付や印刷折込を前提とするケース、印刷物を前提とする(パンフレットやリーフレットを除く)、通信に該当するとされている。	
5057	5057230			z08040	総務省、文部科学省		文部科学省が回答					99	-	-		(社)日本経済団体連合会	230	A	IPマルチキャスト放送の著作権法上の位置付けの明確化【新規】	電気通信役務利用放送事業者が行うIPマルチキャスト放送の位置付けを早期に明確化すべきである。IPマルチキャストの事業としては、地上波とBS放送の同時再送信のみならず、制度上は自主放送と扱われるマルチキャスト放送の同時送信や自主制作番組等の送信も挙げられていくべきである。	(*)電気通信役務利用放送のうち、衛星放送と有線テレビジョン放送については「有線放送」として運用上、特に問題は生じていない。IPマルチキャスト放送は、通信・放送の融合による多様なサービスの実現、デジタルテレビ放送の移行、地上デジタル放送の整備において重要な役割を担うものであり、技術中立性、他の電気通信役務利用放送との公正な競争条件確保の観点から、同放送の著作権法上の位置付けを早期に明確化すべきである。	電気通信役務利用放送法により、有線テレビジョン放送とほぼ同等のサービスの提供が可能である。特に2011年7月には地上デジタル放送が等速し、全国約デジタル放送と移行することとしており、2008年7月の総務省情報通信審議会の第2次中間審議では、衛星放送の伝送路として、ケーブルテレビに代わるマルチキャスト技術による地上デジタル放送の再送信を有効な手段として挙げている。また、本年8月に公表された「知的財産推進計画2008」においても、IPマルチキャスト放送の著作権法上の位置付けを早期に明確化し、2006年度中の参入行計画に、著作権法等の改正案を提出する予定としている。IPマルチキャスト放送は、通信回線を用いた「放送」サービスであるが、著作権法上の位置付けが明確でないことから「自動公開送信」と解釈される。そのため、番組の「放送」に当たっては権利者の許諾を要する範囲が「有線放送」に比べて広がることから権利処理が複雑になり、事実上、地上放送の同時再送信が実現できない。(*)	文化庁著作権課、総務省情報通信政策局地域放送課、著作権法、電気通信役務利用放送法	有線テレビジョン放送法、電気通信役務利用放送法	電気通信役務利用放送法により、通信回線を用いた放送が事実として認められ、いわゆるIPマルチキャスト放送は、通信回線を用いた「放送」サービスと位置づけられている。他方、有線電気通信設備を用いた送信が著作権法上の有線放送と扱われるには、(1)有線電気通信設備により受信すること、(2)送信された番組を著作権者が実際に視聴しているかどうかにかかわらず、受信者の受信装置まで常時、当該番組が流れていることと必要であると考えられている。この点、電気通信役務利用放送事業者が行い得るマルチキャスト放送は、その実態として、利用者の求めに応じて初めて当該利用者に送信されることから、著作権法上の有線放送と見做され、有線放送に当たらないとの解釈があるものの、制度上の取り扱いはなされていない。
5062	5062001			z08041	総務省、法務省、財務省、厚生労働省	行政書士法第19条第1項	第1条の2 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。)その他権利義務又は事実証明に関する書類(実地調査に基づく図面類を含む。)を作成することを業とする。2 行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。	C:対応不可	I	行政書士法は、行政書士の業務が国民の権利義務に深く関わることから、行政書士名簿への登録を受け、都道府県知事の監督を受けることとされ、かつ、行政書士会に入会し会員による自主的な指導及び連絡を行うこととされた場合に限ってこれを認めることとしたものである。現行においても、弁護士、弁理士、公認会計士又は税理士となる資格を有する者は、行政書士試験に合格しなくても行政書士とすることを認めているところであるが、上記の限りを踏まえれば、これらの資格を有する者も、行政書士の独占業務に属する書類の作成業務を行うに当たっては、行政書士名簿への登録を受ける必要がある。		99	-	-	三木 常照	I	A	法律関連専門職種の行政書士、司法書士、税理士、社会保険労務士等は各士法でそれぞれまたる業務が定められているが、主たる業務受託の際に他士法で制限されている業務を付随業務として士法の規定に抵触しない範囲で「付随業務」を他士法にも認められるようにする。その際、当然のことながら、能力担保が要求されるが、それは各担当者が法定講習の受講義務、効果測定を課す等して確保すれば解決される。また、法務省は行政書士への商業・法人登記の解放を能力担保の問題で反対しているがそれならば、他士法が商業・法人登記を行う場合に各々の実証実験を実施し、その実験(即ち下率、補正率)を元に判断するなどの方法もある。	例えば法人設立・許認可事業を営もうとする場合、会社登記行政書士、設立登記行政書士、許認可手続は行政書士、設立届・税務申告は税理士、社員社会保険手続は社会保険労務士と一連の手続きを自らに任せているが、主たる業務受託の際に他士法で制限されている業務を付随業務として士法の規定に抵触しない範囲で「付随業務」を他士法にも認められるようにする。その際、当然のことながら、能力担保が要求されるが、それは各担当者が法定講習の受講義務、効果測定を課す等して確保すれば解決される。また、法務省は行政書士への商業・法人登記の解放を能力担保の問題で反対しているがそれならば、他士法が商業・法人登記を行う場合に各々の実証実験を実施し、その実験(即ち下率、補正率)を元に判断するなどの方法もある。	わが国の法律関連資格はあまりにも細分化され過ぎる傾向がある。利用し、これは行政の簡便化がもたらしたもので省費優先の既得権益に他ならない。また、海外に目を向けると細分化された資格を有するものはわが国の特長である。国の進めようとする規制改革に逆行してしまっている。一方では必要に必要資格を認めていくの議論もあるが国民にとっては依然として業務が複雑、迅速、廉価であればその目的は達成される。各士法にそれぞれ役割を担わせるコストとベネフィットの観点からみるとコストが上回り国民負担の軽減にはなっていないからである。	行政書士法第19条、司法書士法第52条、社会保険労務士法第27条	総務省、法務省、財務省、厚生労働省			

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号	実施種別(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)	
5065	5065008			z08042	総務省	地方自治法第244条の2	第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をせよとするときは、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要であるときは、条例で定めることにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。)、当該公の施設の管理を行わせることができる。 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手段、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定しようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に	a	—	指定管理者の選定手続については、具体的な事例の把握など、選定等の実態把握を行い、その調査結果に基づき透明度の高い手続を行うよう、地方公共団体へ周知するとともに、必要な情報提供など選定プロセスの透明性を確保するための所要の措置を講ずる。		所要の措置の実施時期を明示されたい。		a:全国規模で対応	—	平成18年度中に所要の措置を講ずべく、検討を進める。	社団法人日本コーヒン協会 社団法人日本コーヒン協会 JNB総合研究所	8	A	自治法/指定管理者制度の執行充実	当制度が制定されて2年以上経ったが、公費化の比率は全体事業の半分、更に、公費化されても9割が自治体の外郭団体に発生している。いわば、執行不全ともいえる状況と懸念されている。また、公費を行う旨の告知や公募結果の公開が、東京都などの一部の自治体以外では広く、大規模に行われていない。安価で行えるホームページなどを活用するなど自治体を指導してほしい。官から民への象徴的制度であり、これらの改善について主管官庁から自治体への指導を御願しいたい。	当制度が制定されて2年以上経ったが、公費化の比率は全体事業の半分、更に、公費化されても9割が自治体の外郭団体に発生している。いわば、執行不全ともいえる状況と懸念されている。また、公費を行う旨の告知や公募結果の公開が、東京都などの一部の自治体以外では広く、大規模に行われていない。安価で行えるホームページなどを活用するなど自治体を指導してほしい。官から民への象徴的制度であり、これらの改善について主管官庁から自治体への指導を御願しいたい。	当制度が制定されて2年以上経ったが、公費化の比率は全体事業の半分、更に、公費化されても9割が自治体の外郭団体に発生している。いわば、執行不全ともいえる状況と懸念されている。また、公費を行う旨の告知や公募結果の公開が、東京都などの一部の自治体以外では広く、大規模に行われていない。安価で行えるホームページなどを活用するなど自治体を指導してほしい。官から民への象徴的制度であり、これらの改善について主管官庁から自治体への指導を御願しいたい。	自治法	総務省	
5066	5066004			z08043	全省庁	国・民法第466条	国・要望事項については、平成17年4月から債権譲渡対象を特定目的会社等にまで拡大した。	国:d	-	国:d	*総務省では既に措置済み	国:d	-	国:d	*総務省では既に措置済み	社団法人リース事業協会	4	A	国・地方自治体向け債権譲渡特約の解除	各省庁及び地方自治体において、統一かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を促す。	各省庁及び地方自治体ごとに対応が異なり、引き続き、統一かつ早急に対応が求められる。	全省庁、地方自治体				
5066	5066011			z08044	警察庁、総務省、財務省、国土交通省	道路運送車両法、自動車登録令、自動車検査登録令、自動車保有関係の確保に関する法律、自動車重量税法、自動車損害賠償保障法、地方税法、地方自治体条例等	自動車保有関係手続は、紙での申請を行う場合は、自動車の検査・登録を受けるために、運輸支局等の地、市役所等、警察署、都道府県税務事務所、それぞれの行政機関に出向いて手続を行う必要があるが、現在、東京都、神奈川県、埼玉県、静岡県、愛知県、大阪府の6都府県において、新車の新規登録を対象に、オンラインによる手続を可能としている。	d	-	国:d	今後は申請自体もまとめて行うための機能についても検討を行うこととしている。	ab	-	国:d	今後は、システムの安定稼働を維持しつつ、申請自体もまとめて行うための機能について導入に向けた検討を進めるとともに、地域拡大や手続の拡大に向けて関係省庁や地方公共団体、関係団体と連携して検討を進める。	社団法人リース事業協会	11	A	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続(検査・登録・車、車庫証明・納税・地方、自賠責保険料等)等の電子化は、新車の新規登録については平成17年12月から開始され、その他の手続は平成20年を目途に段階的に進められているが、電子化に関しては、大量に自動車を生産する者の手続きを充分に考慮すること。	電子化により、申請項目の共通化・統一化と申請に必要な添付書類の削減化ができれば、自動車関連業界の生産・販売・流通に係る申請及び手続代行コストは大幅に削減され、その軽減分を直接部門へ投入することによって新たな自動車リース市場の創出が促進され、経済活性化に資する。	道路運送車両法、自動車検査登録令、自動車保有関係の確保に関する法律、自動車重量税法、自動車損害賠償保障法、地方税法、地方自治体条例等	国土交通省、財務省、警察庁、地方自治体				
5066	5066017			z08045	総務省	地方自治法第167条の11	第167条の11 第167条の4の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。 2 普通地方公共団体の長は、前項に定めるもののほか、指名競争入札に参加する者に必要な資格として、工事又は製造の請負、物の買入れその他当該普通地方公共団体の長が定める契約について、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、第167条の5第1項に規定する事項を要件とする資格を定めなければならない。 3 第167条の5第2項の規定は、前項の場合これに準用する。	c:対応不可	II	国:d	地方公共団体における入札参加資格に関する具体的な基準の決定は、各地方公共団体に委ねられているところであり、国が一定の方向性を示して地方公共団体による様式の統一化や手続の共通化の取組を後押しすることは否定されるべきものではないと考える。そこで、様式の統一化や手続の共通化の推進について地方公共団体に対し技術的助言を行うことができないかという観点から改めて御検討の上、御回答いただきたい。また、要望者からは「国の職能においては、資格の統一化が行われており、インターネットによる申請も可能となっている。地方公共団体においても同様の対応を統一的に行うことが強く望まれる。」との再意見が提出されているところであり、当該意見に対する貴省見解も併せて御回答いただきたい。	地方公共団体における入札参加資格に関する具体的な基準の決定は、各地方公共団体に委ねられるべきものである。総務省としては、これまでと同様、国において各省申し合わせにより統一様式が定められた際には、各地方公共団体における取組の参考となるよう周知する等、今後とも国の動向を踏まえつつ、適宜対応を検討することとした。	地方公共団体における入札参加資格に関する具体的な基準の決定は、各地方公共団体に委ねられるべきものである。総務省としては、これまでと同様、国において各省申し合わせにより統一様式が定められた際には、各地方公共団体における取組の参考となるよう周知する等、今後とも国の動向を踏まえつつ、適宜対応を検討することとした。	社団法人リース事業協会	17	A	指定業者登録様式の統一化	指定業者登録様式については、各地方自治体ごとに異なっており、作成者の負担となっている。	各地方自治体とも登録様式の記載事項のほとんどが同一の事項であり、様式・記載内容の統一は可能であると考えられる。	総務省、地方自治体						

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号	実施種別(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管省庁等	その他(特記事項)								
5072	5072001			z08046	総務省	地方公務員法第7条第3項	地方公務員法第7条第3項において、人口15万未満の市、町、村及び地方公共団体の場合は、条例で公平委員会を置くものとされている。 人事委員会は、①給与に関する研究を行い、その成果を地方公共団体の議会で又は又は任命権者に提出すること並びに②給与に關し、請すべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告することができるが、公平委員会はこれらの事務の処理を行うことができない。	C	-	人事委員会は、職員数が多く人事管理がより複雑な地方公共団体に設置されて幅広い権限を行使する行政機関であり、その役割を果たすためには専門的なスタッフを相当数必要とするものである。したがって、規模の大きい地方公共団体による設置を広く認めることは、行政の効率的運用と経費の節減等の観点から適当ではないと考えられる。 地域民間給与を適切に反映した地方公務員の給与決定については、平成18年3月に「地方公務員の給与のあり方に関する研究会」において提言が行われたところであり、提言においては、地方公務員の給与決定において、地域の民間給与をより反映させるためには、人事委員会機能の発揮と強化が不可欠であるが、人事委員会機能の発揮や強化を實際に行うためには、人事委員会の人員体制や専門能力についても強化、向上を図る必要があるとされている。また、市町村単位に民間給与を調査することは、考慮すべき民間事業の従事者が勤務する事業所が小さく偏在していることにより、サンプル数が制約されること、市町村ごとにも物理的、人員的に負担が大きいことを踏まえ、現実的ではなく、まず都道府県の人事委員会の機能が十分に発揮され又は強化されることにより、地域民間給与を適切に反映した都道府県の公民給差の算定や給料表の明示、給料の公表等の改革がなされることを前提に、これらを参考に市町村が具体的な給料表等を整備することで、間接的に地域民間給与との反映を行うこととするよう検討すべきであるとされている。 提言においては、かかる観点から、都道府県内の民間給与のデータ等を提供する制度の創設や都道府県・市町村の人事当局相互間の連携強化等といった具体的な施策についても提言されており、地域の民間給与の適切な反映について、かかる研究	99	-	-	山形県長崎市	1	A	人事委員会の設置基準の緩和	人口15万人未満の市町村は、地方公務員法第7条第3項の規定により、公平委員会を設置するものとされ、人事委員会の設置が認められていない。 人口15万人未満の市町村においても市町村の選択により市町村職員の給与に関する研究、給与及び給与決定の権限を大規模な市町村に委ね、当該民間事業者の給与等を把握できている。市民の信頼によるまちづくりが第一とされている中で、市町村職員の適正な処遇を決定するに当たり、人事委員による給与に関する調査、給与及び給与の権限を大規模な市町村も有することが必要である。													地方公務員法第7条第3項	総務省	
5075	5075001			z08047	総務省	消防法第9条 消防法施行令第5条 対象火気設備等の位置、構造に関する消防設備の天蓋等、市町村条例で定める基準に従い自動消火装置を設け、その天蓋等の清掃を行う。火災予防上支障がないように維持管理することが必要とされている。	D	-	旅館、飲食店等の防火対象物の地階等に設置する消防設備の天蓋等、市町村条例で定める基準に従い自動消火装置を設け、その天蓋等の清掃を行う。火災予防上支障がないように維持管理することが必要とされている。	99	-	-	セコムアルファ㈱	1	A	フード等用簡易自動消火装置点検法の整備	フード等用簡易自動消火装置点検業務の義務を法的に明確化して頂きたい						○設置者が消火装置そのものの存在を把握していない ・新築時に他の設備(空調・衛生・防災設備等)一括で納入されている ・常時使用される設備ではない ・設置場所が厨下の一角(自立しない場所)である。 ○設置者が点検の重要性を理解していない ・火災時に消火装置が起動することを理解していない ・点検を実施しなくても装置が起動すると思込んでいる。 ○点検実施が法的に整備されていない ・点検を実施せずとも許されない 等の理由で火災が起きた時点で正常に機能しない可能性があり、設置義務化はされていても、実際には意味をなさないことになる。設置者の点検の重要性を認識してもらう観点からも何らかの対策を講じるべきである。										
5077	5077001			z08048	人事院、総務省、厚生労働省	国家公務員法第2条第1項 地方公務員法第2条第1項	(国家公務員) 育児休業の取得は、同一の子について、原則として1回に限られている。ただし、人事院規則で定める特別の事情がある場合には再度の育児休業が認められており、その特別の事情として、職員と配偶者が交互に子を養育することが限定して認められている。これにより、現行制度の下でも、職員が育児休業の承認の請求の際に任命権者に対して育児休業計画書を提出し、職員が3か月以上わたって子を常態として養育した場合には、職員は一回に限り再度の育児休業を請求することができる。 (地方公務員) 育児休業の取得は、同一の子について、原則として1回に限られている。ただし、条例で定める特別の事情がある場合において、その特別の事情として、職員と配偶者が交互に子を養育することが限定して認められている。これにより、現行制度の下でも、職員が育児休業の承認の請求の際に任命権者に対して育児休業計画書を提出し、職員が3か月以上わたって子を常態として養育した場合には、職員は一回に限り再度の育児休業を請求することができる。	I	-	(国家公務員) 育児を行う職員が職務を完全に離れることなく育児の責任も果たせるよう、常勤職員のまま1週間当たりの勤務時間を短くすることができる育児のための短時間勤務制の導入に向けて人事院において検討中。短時間勤務における勤務形態の一つとして、1週間のうち2日半勤務する形態を導入する方向で検討しており、この場合、例えば、夫は月曜日(8時間)、火曜日(8時間)、水曜日(午前中(4時間)、妻は火曜日の午後(4時間)、木曜日(8時間)、金曜日(8時間)のような形で、夫婦が交互に育児を行うことが可能となる。 (地方公務員) 1週間単位での育児休業の分割取得については、育児休業をする職員の業務を処理するための代替業務や業務分担の変更等、任命権者の負担が大きくなること予想されるが、いずれにしても、国における育児のための短時間勤務制の検討の動向も踏まえ、地方における対応について検討する。	99	-	-	新都市	1	A	育児休業取得方法の柔軟化	現行の制度下で育児休業を取得しようとした場合、どうしても長期休業を要する必要があるため、職業技能の低下やキャリア形成への影響を心配し、男性の取得が伸び悩んでいる。また、男性の取得が伸び悩んでいる理由としては、「職場で男性が取得する雰囲気がない」という職場や社会の風潮が挙げられる。 そこで、1週間という短期を単位として夫婦が交互に取得できるようにすれば、男性もこれまでよりも育児休業を取得できるようになると考えられる。様々な理由により、育児休業の取得が伸び悩んでいる状況である。 男女がともに職業生活と家庭生活を両立していくことが望ましい中で、現行には、夫婦の勤務先により育児休業取得が異なるという点、妻が育児休業取得を利用して育児に加わるとする際の妨げになる。また、長期を単位とする休業は、特に男性の取得率が伸び悩む一因となっている。 そこで、例えば、1週間を単位として夫婦が交互に育児休業を取得できるように、取得方法の柔軟化、選択肢の拡大について、国民とより親子の絆を深めるという効果も見込まれることである。															
5079	5079001			z08049	総務省	地方自治法第231条 地方自治法第154条	地方自治法第231条 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを算定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。 地方自治法施行令第154条 地方自治法第231条の規定は、当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事項がないかどうかを調査し、これを通知しなければならない。 2 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、地方交付税、地方譲与税、補助金、地方債、滞納処分費その他その性質上納入の通知を必要としない歳入を除き、納入の通知をしなければならない。 3 前項の規定による納入の通知は、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納期限、納入場所及び納入の請求の事由を記載した納入通知書でこれをしなければならない。ただし、その性質上納入通知書によりがたい歳入については、口頭、揭示その他の方法によってこれをすることができる。	d: 現行制度で対応可能	-	地方公共団体が納入義務者に対して行う納入の通知については、現行制度上オンライン化は可能である。なお、そのような手続をオンライン化するに当たり、必要に応じて適切に行っているものと認識している。	99	-	-	株式会社日本総合研究所 三井住友カード株式会社	1	A	地方公共団体における歳入の納入通知書のメール化	現状、地方自治法において、地方公共団体の歳入の納入通知は、必要事項を記載し、納入通知書として、eメールによる納入通知を可能とするの法上の措置をお願いしたい。						地方自治法施行令第154条第3項において「納入の通知は、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納期限、納入場所及び納入の請求の事由を記載した納入通知書でこれをしなければならない。」とされている。一方、e-Japan戦略のもと、一部地方公共団体ではeメールを通知手段として、また、横浜市においても全国の自治体に先駆けて、インターネットによるクレジット納付の実証研究を本年度実施したところである。インターネットによる納付を行う際、eメール等の不審の問題や個人情報保護上の問題が挙げられるが、eメール上は署名を特許する権限が認められ、事前に登録された認証番号等による納入義務者の本人認証を行った上で、インターネット経由で納入通知に係る情報を地方公共団体のサーバー等から取得する方法を採用することにより解決できるものと思われる。インターネットによる納付の実現は、地方公共団体においては、住居サービス向上とともに、取納業務の効率化・コスト削減に寄与するものであるが、現状の納付書による通知ではその効果を十分に享受することができないものと思われる。									

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5083	5083003			z08050	総務省	地方自治法第196条	第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に關した見識を有する者(以下本款において「議員を有する者」という。)及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、監査委員の定数が四人のときは二人又は一人、三人以内のときは一人とする。	c:対応不可	ご指摘の監査結果と監査委員の構成についてどのような因果関係があるか判断することはできないこと、これをもちご提案を受け入れることはできない。	ご指摘の例についても、当該問題と監査委員の構成との間に因果関係があるかどうかについて判断することができないこと、これをもちご提案を受け入れることはできない。	また、議員については議会の有する本来の性格から執行機関をチェックするという監査委員の機能に適しているという観点から少なくとも1人を選任することとされているものもある。	要望者から以下の再意見が寄せられており、再検討をお願いします。 (1)近年、外部評価や第三者評価などが実施されるようになり、組織の透明性・公開制が求められるようになってきています(例えば大学評価、病院機能評価、福祉施設評価など)。 (2)大阪市などの例(昨年来露わになった各部署の不正問題)に見られるように、監査委員制度は、本来の目的を果たしているとは言えない実態が散見・報道されています。「現行制度上、監査委員に当該地方公共団体の常勤の職員であった者を1人以上以上選任することが出来ないもの」であり、これを選任しないことも可能である。とはいえ、現実には常勤の職員であったものを選任しない事例は殆どないようであり(事例があるのであればその実数を公表いただきたい)、法的に「当該地方公共団体の常勤の職員であった者は1人も選任しないこととする」規定を設け、監査委員を当該自治体とは利害関係を有しない者から選任する監査委員制度とし、税金でまかなわれる自治体を、実際に厳しく監査する制度とすべきです。	c:対応不可		特定非常利活動法人「子どもに無償環境を」推進協議会	3	A	監査委員は行政・権力から独立した人を選任すべき	監査委員は、公正で効率的な行政を確保するために、地方自治法の規定により設置されている執行機関とされ、知事や市長から独立した立場で監査する。とされている。しかし、この監査委員は、議員を有する者から選任される。その自治体のOB(退職者)や議員が選任され、特に事務担当監査委員はOB的なケースが多い。これは監査の目的からして独立しているとは到底いえないので、OBや議員など自治体関係者は外すべきである。	自治体の透明性が高まり、効率的な自治体運営が期待されるようになる。	例えば住民監査請求をしても、監査委員が自治体と議会の関係者である場合が多く、自治体寄りの結果が出されるケースが大半である。しかも議員のうち、意見を有する委員も多岐にわたる。監査責任を十分に果たしていないケースがある。自治体とは独立した監査責任を果たせないという懸念がある。少なくとも監査委員は、自治体(行政)及び議会とは独立した立場の人の選任を制度化すべきである。本会で、大阪市や堺市に、議員改選配布や議事録開示の設置について、税金の不当支出があるとして、住民監査請求をしたことがあるが、市の責いのみで認められた結果であった。	地方自治法第195条他	総務省、内閣府、他	
5083	5083004			z08051	全省庁		審議会等の公開については、「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」(平成11年4月27日閣議決定)において、会議又は議事録を速やかに公開することを原則とし、議事内容の透明性を確保することとされているところである。 総務省に置かれている審議会等においても原則として会議又は議事録を速やかに公開しているところ。	d		「審議会等の整理合理化に関する基本的計画(平成11年4月27日閣議決定)」にしたがって、議事録等について可能な限り速やかに公開するよう努める。		99	-	-		特定非常利活動法人「子どもに無償環境を」推進協議会	4	A	政府省庁の審議会は原則的に公開(傍聴可能)とすべき	例えば厚生労働省の審議会(厚生科学審議会地域保健健康推進実務部会や中央社会保健協議会協議会)などは公開(傍聴可能)で、事前にホームページで広報されている。しかし、例えば財務省の財政制度等審議会(財政二部会等)や国土交通省の国土審議会(国土審議会)などは、公開(傍聴可能)とすべきである。	政策決定のための審議会の審議を国民が傍聴することにより、審議の透明性が高まり、かつ国民も情報に容易にアクセスできるようになる。	政府省庁の審議会の資料が後日(1〜2週間後)そのホームページで公開され、1〜数か月後には議事録が公開されているようであるが、国民が審議情報の詳細を知るには余りにタイムラグがあり過ぎる。 マスメディアにのみ公開したり、会後、審議会長が記者発表や会見をする場合もあるが、あわせて公開(傍聴可能)を制度化すべきである。 動きが早くなっている政策決定や審議にあたって、国民の知る権利を保障し、合意形成を進めるためには、これは不可欠な制度である。	全省庁	
5085	5085001			z08052	総務省	日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)	「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」(平成18年6月20日)においては、「高度で低廉な情報通信サービスを実現する観点から、ネットワークのオープン化など必要な公正競争ルールの整備等を図るとともに、NTTの組織問題については、ブロードバンドの普及状況やNTTの中期経営戦略の動向なども見極めた上で2010年の時点で検討を行い、その後速やかに結論を得る。とされたところである。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)において、「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」に基づき、世界の状況を踏まえ、通信・放送分野の改革を推進する。とされたところである。 総務省としては、上記閣議決定に基づき所要の措置を講じていく所存である。	b		「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」(平成18年6月20日)においては、「高度で低廉な情報通信サービスを実現する観点から、ネットワークのオープン化など必要な公正競争ルールの整備等を図るとともに、NTTの組織問題については、ブロードバンドの普及状況やNTTの中期経営戦略の動向なども見極めた上で2010年の時点で検討を行い、その後速やかに結論を得る。とされたところである。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)において、「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」に基づき、世界の状況を踏まえ、通信・放送分野の改革を推進する。とされたところである。 総務省としては、上記閣議決定に基づき所要の措置を講じていく所存である。	要望者の要望内容等をも踏まえ、所望の措置を講じていただきたい。また、検討、実施の工程を具体的に示されたい。	b			KDDI株式会社	1	A	NTTの在り方	「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」(平成18年6月20日)において、「NTTの組織問題については、2010年の時点で検討を行い、その後速やかに結論を得る。と、公正競争の観点からNTT組織問題の検討時期を明示したことは、大きな意味がある。 ただし、公正競争の実現に向けた当社の基本的な認識・要請は以下のとおり。 ・NTT組織問題の検討にあたっては、NTT各社を完全資本分離することによりDNTNシステムを排除し、また、NTT東・西のアクセス部門を分離することによりボルトネック性を排除することで、公正競争を促進し、お客様利便の向上を実現して頂きたい。 ・また、「ネットワークのオープン化など必要な公正競争ルールの整備等を図る」の政府与党合意を踏まえ、抜本的措置により問題を解消するまでの間においても、NTT東・西のネットワークの一層のオープン化を実現するための必要な措置を行政において着実に実行して頂きたい。	(DNTNへの対応) 特許会社である特許会社が統轄するNTTグループは、傘下の事業会社の経営一体化により、グループ市場支配力を維持(統一ブランドの継続利用、グループ一体の人事・情報の共有等)。 特に、同じ特許会社であり、公社時代に構築したボルトネック設備及び営業網での顧客基盤を継承するNTT東・西と、通年のシェアを有するNTTドコモの間で、強固な連携を推進中。 (ボルトネックへの対応) IP時代に更に進むボルトネック独占性の弊害により、アクセス領域での真の公正競争を実現できない。 近年のIPの進展により、競争領域の中間からアクセス領域に移行しつつあり、NTT東西の設備管理部門から見た同等性が強く望まれる。	特許会社統轄下での経営一体化によるグループ市場支配力により、グループ内外での全事業者との公正な競争が確保され、市場が活性化されない。 IP時代に更に進むボルトネック独占性の弊害により、アクセス領域での真の公正競争を実現できない。 近年のIPの進展により、競争領域の中間からアクセス領域に移行しつつあり、NTT東西の設備管理部門から見た同等性が強く望まれる。	日本電信電話株式会社等に関する法律 電気通信事業法 日本電信電話株式会社の高層ビル 総務省 内閣府		
5085	5085002			z08053	総務省、文部科学省				文部科学省が回答			99	-	-		KDDI株式会社	2	A	電気通信役務利用放送事業者が行う光ファイバを用いたIPマルチキャスト放送(以下、「IPマルチキャスト放送」)による地上放送等の同時再送信に関する著作権法上の位置付け	IPマルチキャスト放送事業者は、電気通信役務利用放送法により、総務大臣からの登録を受け放送業務を行うことが認められている。 IPマルチキャスト放送による地上放送等の同時再送信を著作権法第2条第1項第9号の2の「有線放送」と同じ位置づけして頂きたい。 IPマルチキャスト放送により、地上放送等の同時再送信を実現するためには、IPマルチキャスト放送が、著作権法上の「有線放送」と位置づけられる必要があるが、現時点では、「有線放送」と位置づけられていない。	IPマルチキャストを用いた光ファイバ等の通信インフラの活用を円滑に行うために、IPマルチキャスト放送での地上放送等の同時再送信を実現するには、現行著作権法上の「有線放送」と位置づけなければならない。 IPマルチキャスト放送による地上放送等の同時再送信が、「有線放送」と扱われれば、権利者団体等との包括的な権利処理が可能となる。しかしながら、現状の「自発公開送信」扱いのままでは、IPマルチキャスト放送による権利者からの侵害に事前許諾を得る必要があり、事実上、地上放送等の同時再送信が実現できない。 なお、米国、英国、フランス、イタリア等の諸外国においても、既にIPマルチキャスト放送による地上放送等の同時再送信は実施されている。	著作権法 電気通信役務利用放送法	文化庁長官官房、総務省地域情報通信政策局、情報通信政策局、内閣府(知的財産戦略本部、IT戦略本部)	

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5091	5091001			z08054	総務省	民間事業者による信書の送達に関する法律	一般信書便事業は、一般信書便役務を全面提供する条件で、すべての信書の送達が可能となる「全国画型入型」の事業であり、①利用しやすい全国均一料金、②全国における原則毎日一週からの引受・配達、③随時、簡易かつ秘密保護が確実な送付方法の確保(信書便差出箱等)、④秘密の保護等の参入条件が課されている。	b	I、III	研究会の報告書を踏まえ、郵便における民間参入を促進するための具体的な制度設計について検討を行っているところであり、改正法案については、来年(平成19年)の通常国会への提出を予定している。		99	-	-		個人	1	B	民間事業者による一般信書便事業参入の許可の基準の緩和等	中央省庁等改革の一環として、「民間事業者による信書便等の配達に関する法律(信書便法)」が制定・施行され、それまで国(現郵政公社)に独占されていた信書の送達について、一定の基準を満たせば民間事業者も参入できるようになった。しかしながら、約10万本のポスト投遞をはじめその他の高い参入障壁からいまだに一般信書便事業への参入が申請・許可された例はない。このため、小規模の負担を掛け付中総務省の私的懇話会(「郵政のグープエリア」と競争政策に関する研究会)が参入規制の緩和の検討を開始し、6月20日に報告書を公表した。そこでは、一般信書便事業について、①が対面に変わる対面による引き受け方法を認める、②事業者によるポスト等の郵便物の利用を可能とする、③複数の事業者による全国サービスを提供する、等が当面の規制緩和策として提案され、これを受け、総務省は来年の通常国会にも信書便法の改正法案を国会に提出すると報じられている。政府においては、速やかに上記措置に基づき改正法案の立案を急ぐべきであり、その際には、例えば対面引き受け方法を認める条件として一定の資格者等の設置を義務付けることなど、上記措置による規制緩和措置の効果を減じさせるようなことは厳に慎むべきである。また、上記①②③により参入参入事業者が増加した場合に当該事業者による環境の変化に対応した迅速かつ柔軟な事業展開の阻害とならざるべしである。また、行政書士法第15条(信書便法第15条)の改正(同法第17条)は、信書便法第15条の改正(同法第22条)やこれらの変更認可の間の審議会への付議(同法第37条)等についても改めてその内容を検討すべきである。	「民間事業者による信書の送達に関する法律」(平成十四年七月三十一日法律第九十九号)「民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則」(平成十五年一月二十四日総務省令第二十七号)	総務省		
5092	5092001			z08055	総務省	行政書士法第15条第1項及び第2項、第16条の5第1項、第16条の6第1項	第15条 行政書士は、都道府県の区域ごとに、会則を定めて、1箇の行政書士会を設立しなければならない。 2 行政書士会は、会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。 第16条の5 行政書士は、第6条の2第2項の規定による登録を受けた時に、当然、その事務所の所在地の属する都道府県の区域に設立されている行政書士会の会員となる。 第16条の6 行政書士法人は、その成立の時に、主たる事務所の所在地の行政書士会の会員となる。	C.対応不可	I	行政書士会に行政書士が入会し、その自律的活動による指導、助言、情報の提供等を受けることは、その業務を適正に遂行する上で必要であり、行政書士は都道府県の区域ごとに、会則を定めて一箇の行政書士会を設立するとともに、行政書士は登録を受けたときに、当然、その事務所の所在地の属する都道府県の区域に設立されている行政書士会の会員となることが適当と考える。		99	-	-	行政書士法人日本行政手続連絡協議会	1	A	行政書士会への強制入会の撤廃	行政書士法第15条第1項を見直し、都道府県に複数の行政書士団体の設立を認め、行政書士会に会員の選択権を付与し、憲法21条に掲げる結社の自由(即ち)したもの必要がある。 ・現在の行政書士会の構成員は資格付与の面から見た場合、行政経験に基づく者と、試験に合格した者とに大きく区別される。 ・業務的には業者者が圧倒的多数を占め専業者は少数派である。 ・役員は多くは業者と行政経験で資格付与を得た者であり、共に職域の確保拡大には熱意を感じられない。 ・業者者と専業者との間及び役員と会員との間には、その意図に大きなギャップがある。 ・行政書士会を複数認めることにより、個々の会員の環境、経験、知識等々に異なった組織を構成しそれぞれの切替時期により、より質の高い組織の発展が望める。	・群馬県行政書士会前橋支部において、希望者が職域の確保と拡大の提言をしたら7年間に亘り支部総会の案内状を敬意に送付しなかった。 ・平成15年5月に行われた会費増徴に際して、立候補した副会長は、一人住居を有する専業者の住居に押入投資用紙を持ち去る自分の名前を記入し投資した。 ・会長は、身分関係を保つて会費の増徴を職員に推し進め、半年近く経った。僅か一週間の内閣府に解決せず、すべて有期懲罰にしよう行為は、強制入会であるが故に役員は現行制度の下に請書を提出し委員会も開かず役員は法律上税金を支払うことできない。 ・群馬県行政書士会は、会長が業務に強い偏重事件を起こし審議送検され、総会は紛糾混乱した。	行政書士法第15条第1項	総務省	・平成18年4月9日付け「朝日新聞」(群馬県版)26ページ「群馬県行政書士会会長」審議送検 ・平成18年5月26日付け「南日本新聞」第27面「鹿児島県行政書士会総会混戦」	